

敦賀市学校施設長寿命化検討業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

敦賀市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に「敦賀市学校施設長寿命化計画」を策定したところであるが、近年の社会情勢や学校施設を取り巻くニーズの変化、また将来の児童・生徒数の減少等を見据えた改修方法及びその妥当性を明らかにするため、この度「敦賀市学校施設長寿命化検討業務」を実施する。

そこで、専門的かつ高度な知識、技術、経験等を有する優れた事業者を優先交渉権者として特定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2 本プロポーザルの概要

(1) 業務名

敦賀市学校施設長寿命化検討業務

(2) 業務内容

別紙「敦賀市学校施設長寿命化検討業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額 11,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

※提案上限額は、見積徴収時の予定価格となるものではない。なお、見積額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、参加資格の基準日は、参加申請書提出日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度敦賀市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公告日から契約締結の日までの期間において、敦賀市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領に基づく指名停止又は指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (5) 又は (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

4 技術者配置要件

本業務を円滑に進めるため、乙は以下の資格を有する技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者：業務従事者を監督し、本業務の統括を行う者

ア 技術士（建設部門／都市及び地方計画）又はR C C M（技術部門／都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

イ 過去10年以内に同種・類似業務の業務実績を有し、折衝・調整（コーディネート）能力に優れていること。

(2) 照査技術者：本業務において技術的妥当性を照査し、品質の確保を図る者

ア 技術士（建設部門／都市及び地方計画）又はR C C M（技術部門／都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

(3) その他の条件

ア 管理技術者及び照査技術者は各々兼任できないものとし、参加申請書類提出時点で継続して3か月以上の直接的な雇用関係にある者であること。

イ 実施体制として一級建築士の資格を有する者を配置すること。配置できない場合は再委託も可能とするが、業務実施体制調書（様式第5号）に再委託先の配置予定一級建築士の氏名、所属等を記載し、資格証明書を提出すること。

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは下表のとおりとする。

内容	期日	備考
公募開始	令和8年5月13日（水）	ホームページ
質問書提出期限	令和8年5月18日（月）17時	電子メール
質問書回答公表	令和8年5月25日（月）	ホームページ
参加申請書及び提案書提出期限	令和8年6月12日（金）17時	持参又は郵便
プレゼンテーション	令和8年6月22日（月）	敦賀市役所
結果通知・契約締結	令和8年6月下旬 ※予定	郵便・敦賀市役所

6 業務に関する質問受付及び回答

本プロポーザルに質問がある場合は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 提出様式 質問書（様式第8号）

(2) 提出期限 令和8年5月18日（月）17時 ※必着

(3) 提出先 「15 担当課」に同じ。

(4) 提出方法 質問書に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名を「学校施設長寿命化検討業務プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話をすること。電子メール以外での質問については回答しない。

(5) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年5月25日（月）に、本市ホームページで公表するが、質問書の提出が無い場合は公表を実施しないこととする。

7 参加申請書等の提出

(1) 参加申請書等（正本1部）

- ア 参加申請書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 配置予定技術者調書（管理技術者、照査技術者）（様式第4号）
- オ 業務実施体制調書（様式第5号）

(2) 提案書等（正本1部、副本7部）

- ア 提案書表紙（様式第6号）
- イ 提案書（任意様式）
- ウ 見積書（様式第7号）

(3) 提出期限 令和8年6月12日（金）17時（必着）

(4) 提出方法 「15 担当課」に持参又は郵送すること。

※持参の場合、受付は土、日、祝日を除く9時00分から17時00分までの間に限る。

郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

8 提案書等の作成要領

提案書表紙は様式第6号を使用し、提案書については下記【提案内容】に示す内容について、A4判・任意様式・概ね6ページ以内（両面換算3枚）に記載すること。なお、A3版を含むことも可とするが、その場合は、A4判2ページ分とみなす。また、提案書には提案者を特定できるような記述、表示をしないこと。

また、見積書は様式第7号を使用し、仕様書及び提案書に記載された全ての業務の見積金額について、内訳書（任意様式）を添付のうえ、消費税及び地方消費税を除く額を記入して（押印入）提出すること。

【提案内容】

(1) 業務実施方針（業務実施体制、業務実施手順・手法など）

(2) 企画提案

仕様書「15 業務内容」について、本市の現状や審査評価基準等を踏まえ、どのようにアプローチするのか、工夫するポイント等とともに具体的に記載すること。なお、以下の内容についてはアプローチ方法を必ず記載すること。

- ① 「新しい時代の学び」やバリアフリー化を踏まえた施設整備
- ② トータルコストの圧縮と予算の平準化
- ③ 施設の老朽化状況や将来の児童生徒数等を見据えた施設整備

(3) 業務工程表（本市と提案者の役割分担を明示すること）

9 選考方法

本市が設置する審査委員会において、提出書類（参加申請書、提案書、見積書等）、プレゼンテーション及び質疑応答の内容をもとに、別表の審査評価基準に基づき審査委員が点数評価し、審

議のうえで優先交渉権者を選考する。

- (1) 実施日 令和8年6月22日(月)
- (2) 会場 敦賀市役所 ※詳細については、別途通知する。
- (3) 内容 出席人数は責任者を含め4名以内とし、原則として、配置予定技術者がプレゼンテーションを行うこととする。プレゼンテーションは、提出した提案書類をもとに説明すること。提出期限後の提案資料の追加、訂正は認めない。なお、審査委員は審査委員会当日、提出された提案書類を各自保有する。
- (4) 時間配分 参加者ごとに30分以内とする。
 - ア プレゼンテーション(20分)
 - イ 質疑応答(10分)
- (5) 注意事項
 - ア 審査委員会当日、プロジェクター、スクリーン、電源コードは本市にて準備する。パソコン及びその他のものが説明に必要な場合は、参加者が用意すること。
 - イ 参加者による、会場内での録音・録画は禁止する。
 - ウ プレゼンテーションは非公開とする。
 - エ 進行は、本市の職員が行い、説明者はその指示に従いプレゼンテーション等を行うこととする。

10 審査結果の通知及び公表

審査結果は、各参加者に対して令和8年6月下旬(予定)に書面で通知するとともに、敦賀市ホームページで公表する。

※審査内容及び審査結果について、異議は一切認めない。

11 失格事項について

次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

この場合において、選考された優先交渉権者が失格となったときは、審査委員会による得点順位を繰り上げる。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項に不備があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書の金額が提案上限額を超過した場合
- (6) その他審査委員会が不適格と認めた場合

12 契約の締結

契約の締結については、審査委員会において選考された優先交渉権者と提案書類等に記載された内容に基づき契約内容及び見積額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更等を含む。)協議が整い次第、見積徴収を実施し地方自治法施行令第167条の2第2項に基づく随意契約の方法で委託契約を締結する。

辞退その他の理由により優先交渉権者と契約できない場合は、次点の契約候補者と契約の交渉を行う。

1.3 委託料の支払

業務完了後、一括払いとする。

1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルのために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出後は、提出書類の差し替え等は一切認めない。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類に含まれる第三者の著作物の使用に関しては、全て提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (5) 提出書類に他の文献等を引用した際は、出典を明示すること。
- (6) 提出書類は、審査及び説明等のため、必要な範囲において複製することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、「敦賀市情報公開条例」(平成11年敦賀市条例第14号)に基づき、提出書類を公開するものとする。
- (8) 参加申請書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式第9号)を提出すること。
- (9) 提出書類に記載した配置予定技術者は、特別の理由により本市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (10) 複数の参加者があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合には、参加資格要件を満たす者の中から、参加申請書類を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定する。
- (11) 審査評価の評価点の合計が60点に満たない場合、優先交渉権者として選定しない。
- (12) 審査評価のうち企画提案の評価点(40点)が著しく低く、業務遂行に支障があると認められる場合は、優先交渉権者に選定しない場合がある。
- (13) 参加者が1事業者であった場合でも、審査評価の評価点の合計が60点以上であれば、当該事業者を優先交渉権者として選定する。
- (14) 参加者は、優先交渉権者選定後において、実施要領等の内容の不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (15) その他、本要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。

1.5 担当課

敦賀市教育委員会事務局教育総務課 担当 刀根
〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
TEL : 0770-22-8150 FAX : 0770-23-6944
E-mail : k-soumu@ton21.ne.jp

審査評価基準

評価項目		評価の着目点	評価点
業務実施体制	会社の業務実績	過去10年間の同種・類似業務の実績内容及びその件数	10
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の保有資格、業務実績（内容・件数）及び専任性（手持ち業務の状況） 業務遂行に適切な人員体制 適切な役割分担 	10
企画提案力	業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 業務の理解度及び取組意欲、発注者を支援する姿勢 業務を円滑に実施する体制が組まれているか 実行性のある検討結果とするための的確な手順、手法が提案されているか 	10
	企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 本市小中学校の実態把握、整備水準の検討に当たり、的確な手法が具体的に提案されているか 現在求められている教育環境の整備やバリアフリー化について、的確に課題を捉え、解決に向けた手法が具体的に提案されているか 実施計画の検討に当たり、トータルコストの圧縮と予算の平準化に資する有効な提案がなされているか 将来の児童生徒数を見据えた施設整備の検討手法について、本市の実情に合わせた具体的な提案となっているか 提案内容に独自性はあるか 	40
	業務工程表	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容を網羅しており、かつ順序立てて整理されているか 各工程で想定される業務量が適切に反映されているか 効率的で無理のない工程となっているか 	15
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 業務への取組意欲が感じられるか 庁内検討資料作成が業務に含まれていることを踏まえ、見やすく、理解しやすい資料になっているか 説明は簡潔明瞭で理解しやすく、質問に対する受け答えは適切であり、必要な能力を保有すると認められるか 	10
見積額		<ul style="list-style-type: none"> 提案に対して妥当な見積額となっているか 	5
評価点の合計		—	100